

議案第 4 号

関市債権管理条例の一部改正について

関市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

市の債権の放棄に係る要件を改めるため、この条例を定めようとする。

関市債権管理条例の一部を改正する条例

関市債権管理条例（平成22年関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「債権」を「市の債権」に改め、同条第1項第1号中「完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき」を「完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

（6） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が同条各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。